

国民が刑事裁判に参加する主な国の制度について

	日本（裁判員）	アメリカ（陪審）	フランス（参審）	イタリア（参審）	ドイツ（参審）
対象事件 (刑事事件について)	法定刑の重い重大犯罪（被告人の認否を問わず，被告人による選択は認めない。）	一定の軽微な犯罪を除き，被告人が否認している事件で陪審裁判を選択した場合	一定の重大犯罪（被告人の認否を問わず，被告人による選択は認めない。）	一定の重大犯罪（被告人の認否を問わず，被告人による選択は認めない。）	軽微な犯罪を除き，原則としてすべての事件（被告人の認否を問わず，被告人による選択は認めない。）
構成	○裁判官 3 名 ○裁判員 6 名	○裁判官 1 名 ○陪審員 12 名	○裁判官 3 名 ○参審員 6 名	○裁判官 2 名 ○参審員 6 名	地方裁判所 ○裁判官 3 名 ○参審員 2 名 区裁判所 ○裁判官 1 名 ○参審員 2 名
選任方法	衆議院議員の選挙人名簿から無作為抽出された 20 歳以上の候補者の中から，裁判所での選任手続を経て選任される。	選挙人名簿等により無作為抽出された候補者の中から，当事者が質問手続（含，理由なし忌避）により選出。	選挙人名簿に基づき抽選で参審員候補者の開廷期名簿を作成。候補者は開廷期間中の出頭を義務付けられる。具体的な事件の参審員は，事件ごとに，理由なしの忌避手続等を経た上で，開廷期名簿から抽選で選出される。	各自治体が 2 年おきに作成する候補者名簿（無作為抽出された者に，少数の希望者を登載）の中から各開廷期ごとに無作為抽出。任期中に開始されるすべての事件の審理に当たる。	市町村が作成した候補者名簿に基づき，区裁判所の選考委員会が選任。
任期	事件ごと	事件ごと	開廷期（数週間）	3 か月間	5 年間
評決方法	多数決 ただし，裁判官，裁判員のそれぞれ 1 人以上の賛成が必要	全員一致が必要	被告人に不利益な判断をするためには，裁判官と参審員を合わせた 3 分の 2 以上の特別多数決。	有罪無罪については多数決で決する。量刑については過半数になるまで最も重い意見の数を順次軽い意見の数に加えて決める。	被告人に不利益な判断をするためには，裁判官と参審員を合わせた 3 分の 2 以上の特別多数決。
評議・権限	裁判官と裁判員は，共に評議し，有罪・無罪の決定及び量刑を行う。	陪審員のみで評議し，有罪・無罪の評決を行う。	裁判官と参審員は，共に評議し，有罪・無罪の決定及び量刑を行う。	裁判官と参審員は，共に評議し，有罪・無罪の決定及び量刑を行う。	裁判官と参審員は，共に評議し，有罪・無罪の決定及び量刑を行う。